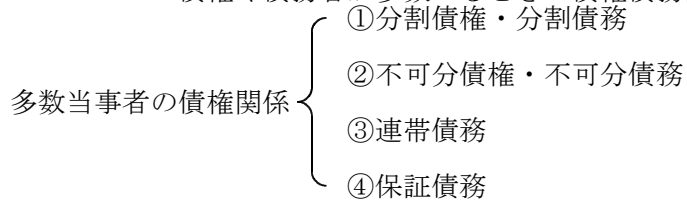


#### 第4部 債権総論

##### 4. 多数当事者の債権関係

###### ■71-1 債権や債務者が多数いるときの債権債務関係



###### ■72-1 分割債権・分割債務

1個の債権関係に債権者が何人かいたり債務者が何人かいるときには「分割債権」または「分割債務」が生じる。

**事例** ABCが共有している一軒の家をDに900万円で売却した場合、ABCの900万円の代金債権は300万円ずつ均等に分割されるのが原則。これを分割債権という。

**事例** Dが所有している家を900万円でABCの3人に売却した場合、ABCの900万円の代金債務は300万円ずつ均等に分割されるのが原則。これを分割債務という。

###### ■73-1 不可分債権・不可分債務

**事例** 前例でDが所有する家をABCが購入した場合、一軒の家を1/3ずつ切り取ってABCに売却することはできない。このときABCのDに対する家屋引渡債権（請求権）を不可分債権という。

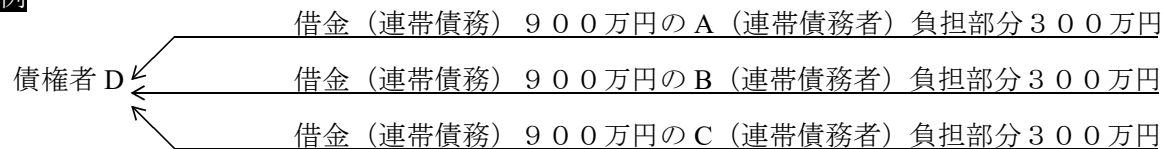
**事例** 前例でABCが共有する家屋をDが購入した場合、ABCのDに対する家屋引渡債務を不可分債務という。

▲この場合はDは家屋を分割する必要がないので問題にならないのでは？

###### ■74-1 連帯債務

**【連帯債務】** 数人の債務者が同一内容の給付について各自が独立に全部の給付をなすべき債務を負担し、債務者の一人が全部を給付すれば他の債務者の債務もすべて消滅する多数当事者の債務関係。

###### 事例



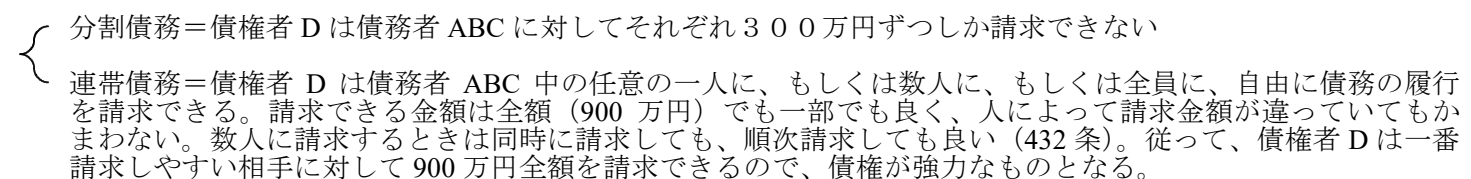
A・B・Cの3人が共同でDから900万円の不動産を購入したような場合、900万円の代金債務について、A・B・Cが「平等の立場」で債務者になった場合、A・B・Cは3人とも連帯債務を負う連帯債務者になる。この場合、A・B・Cに主従の関係はない。そうすれば債権者Dは安心だ。1つの取引について主たる債務者が3人いるのと同じだからだ（A・B・Cは、各自独立して900万円の債務を負う。債権者Dの債権は900万円であり2,700万円ではない）。ところで、連帯債務者相互間には、それぞれ負担部分というものがある（特約がない限り、各自の負担部分は均等だ）。この例で特約がないとすると、連帯債務者A・B・Cの負担部分は900万円÷3人で、各自300万円だということになる。

①連帯債務の成立する場合＝契約などの意思表示によって成立

**事例** 前例でABCの3人がDから900万円の不動産を購入した場合、ABCのDに対する代金債務は「分割債務」となり、ABCはそれぞれ300万円ずつの債務を負担するのが原則となるが、当事者の意思表示があればこれを「連帯債務」にすることができる。

**判例** 連帯債務は債務者の数に応じた個数の債務であるから、前例で債権者Dは債務者Aに対する代金債権をだれかに譲渡することができる（大判大正8年12月15日）。

②連帯債務の必要性



\*連帯債務者の数人（全員も含む）が破産手続き開始の決定を受けたときは、債権者Dはその債権の全額（900万円）についてABCの各破産財団の配当に加入できる（441条）。

**【破産財団】** 債権者に配当されるべき破産者の総財産

###### ■74-2 連帯債務者の求償権

**【求償権】** 保証人が主たる債務者に代わって貸金等を支払った（返済した）場合には、支払った分は後に、主たる債務者に対して返してくれるように請求できる権利。

連帯債務の場合、債権者は請求しやすい連帯債務者に請求できるのだが、結果的に請求を受け弁済をした連帯債務者と弁済を免れた連帯債務者間に不公平が生じる。そこで弁済をした連帯債務者は弁済を免れた他の連帯債務者に対して求償権を取得する（442条）。求償できる金額はABC間の特約、あるいは受けた利益の割合による。割合（連帯債務者間の負担部分）が定まらない場合は平等の割合になる。

■ 74-3 求償権の制限

連帯債務者が弁済するにあたって、事前と事後に他の連帯債務者に通知しなければならない。これを怠ったときは求償権が制限されることがある (443条)。

また連帯債務者の一人が無資力である場合、無資力者に対する求償権は、求償者も含めた他の資力のある者が各自の負担部分に応じて分担することになる。ただし、求償者に過失があった場合は、他の連帯債務者に対して分担を請求することはできない (444条)。

■ 74-4 連帯債務者一人について生じた事由が他の連帯債務者に及ぼす影響

- 弁済 = A が弁済すれば BC は債務を免れる
- 履行の請求 = D が A に債務の履行を請求すれば、BC にも請求したことになる (434条)。その時点で D の A に対する代金債権の消滅時効が中断され、同時に BC に対するそれも中断される。
- 更改 = A が 900万円の連帯債務に代えて特定建物の所有権移転債務を負担する契約 (更改契約) を D との間で交わしたとき、BC も債務を免れる (435条)。A は BC に対しそれぞれの負担部分だけ求償できる。
- 相殺 = A が D に対し 360万円の債権を有する場合、A がこの債権で 900万円の債務を相殺した場合、BC も 360万円だけ債務を免れ、連帯債務は 540万円になる。B や C は A の負担部分の 300万円についてのみなら AD 間の債権の相殺をすることができ、それにより D の債権は 600万円となり、A の D に対する債権は 60万円となる。そして A は BC に対してそれぞれの負担分だけ求償できる。
- 免除 = D が A に対して債務の全額を免除すると、A が免責されるだけでなく、BC も負担部分 300万円については債務を免れる (437条)。結局 B と C は D に対して 600万円の連帯債務を負うことになる。
- 混同 = A が D の債権を譲り受けたり、A が D の債権を相続したりして AD 間に混同が生じたとき、A は弁済したものとみなされ、BC も債務を免れる (438条)。その場合、A は BC に対してそれぞれの負担部分だけ求償できる。
- 時効 = A のための消滅時効が完成したときは、BC も A の負担部分 300万円については債務を免れる。つまり 600万円の連帯債務を負うことになる? (440条)。

\* B や C は A の債権を勝手に相殺することができるのか! ?

■ 74-5 不真正連帯債務

【不真正連帯債務】各債務者が全額についての義務を負うが、債務者間に緊密な関係がなく、弁済及びこれと同視し得る事由を除いて、一債務者に生じた事由が他の債務者に影響しないもの

- \* 「他人の家を焼失させた不法行為者の損害賠償債務」と「保険会社の契約に基づく火災保険金支払い債務」の関係
- \* 「法人の不法行為による賠償債務」と「代表機関個人の賠償債務」の関係

★不真正連帯債務を規定する条文はない!!

- 真正連帯債務 = 債務者間に共同目的 (ABC で D の家を買おう!) による主観的な関連があるので、債務者の一人に生じた事由が他の債務者に影響を及ぼす。
- 不真正連帯債務 = 債務者間に密接な関係がないので、債務者の一人が弁済しても債務者相互間に求償権は生じず、弁済以外に債務者の一人について生じた事由が他の債務者に影響を及ぼさない。

■ 75-1 保証債務

【保証債務】ある債務者 (主たる債務者) がその債務を履行しない場合に、その債務者に代わって履行しなければならない保証人の債務 (446条1項)。

\* 保証債務は保証人と債権者との保証契約によって成立するので、債務者保証契約の当事者ではない。

\* 保証契約は書面でないとな効力が生じない (446条2項)。

■ 75-2 保証人の要件

保証人の要件に制限はなく、誰でも保証人になれる。

\* 債務者が法律上または契約上保証人を立てる義務を負う場合、債務者は行為能力者で、弁済の資力がある人を保証人にたてなければならない (450条)。

\* ただし債権者が特に指名した保証人については要件 (必要な条件) に制限はない。

■ 75-3 保証債務の性質

- 保証債務の性質 { 保証債務はそれによって担保されている主たる債務とは別個独立の債務である (独立性)
- { 保証債務とそれによって担保された主たる債務の内容は原則として同一である (内容同一性)
- { 保証債務の成立、変更、消滅は、主たる債務の成立、変更、消滅に従う (附従性)。
- { 債権が譲渡がされた場合、保証債務も主たる債権と同時に譲受人へと移転する (随伴性)。
- { 保証債務は主たる債務者が債務不履行に陥って初めてその補充のため履行する義務が生じる二次的な債務であること (補充性)。

<付随性>

\*保証人は主たる債務の元本だけでなく、その利息・違約金・損害賠償なども保証しなくてはならない（447条1項）が、その内容は主たる債務より重いものであってはならない。ただし、保証債務の履行を確実にするために、保証債務についてのみ違約金または損害賠償の額を定めることはかまわない。

\*主たる債務者が制限行為能力を理由として取り消されたときは、保証債務も消滅する（449条）。ただし、保証人が保証契約の当時その取消原因を知っていたときは、主たる債務が取り消されると、保証人は同一内容の独立の債務を負担したものと推定される（449条）。

<補充性>

\*その結果、保証人は債権者の要求に対して「催告の抗弁権」と「検索の抗弁権」を有する（452条・453条）

【催告の抗弁権】債権者が保証人に債務の履行を請求したときに、保証人が、まず主たる債務者に催告をなすべき旨を請求することができる権利。ただし、主たる債務者が破産手続き開始の決定を受けたとき、行方不明の時にはこの権利を行使できない。

【検索の抗弁権】保証人が債権者に対し、主たる債務者の財産につき執行をなすまで自己の保証債務の履行を拒むことができる権利。ただし、主たる債務者に弁済の資力があり、かつ執行が容易であることを保証人は証明しなくてはならない（452条・453条）。

■ 75-4 保証人の求償権

保証人は他人（主たる債務者）の債務を弁済するわけだから、弁済した保証人は主たる債務者に求償権を取得する。その場合、連帯債務と同様に、保証人は弁済をする前と後に主たる債務者に通知せねばならず、これを怠ると求償権が制限されることがある。逆に主たる債務者も弁済したときには自分が委託した保証人に対して通知しなければならない（463条1項・2項、443条）。

\*求償権の範囲は、保証人が主たる債務者から委託を受けて保証人になった場合と、そうでない場合、また委託を受けたものでないならそれが主たる債務者の意思に反したものであるのか、そうでないのかによって違う（462条2項）。

\*「連帯債務者または不可分債務者の一人のために保証をした場合の求償権」

\*「保証人が数人いる場合の保証人間の求償権」

■ 75-5 主たる債務者や保証人について生じた事由の効力

主たる債務者について生じた事由は、原則としてすべて保証人に影響を及ぼす。

【事例】主たる債務の消滅時効を中断すれば、保証債務の時効も中断する（457条1項）。保証人は、主たる債務者が債権者に対して持っている反対債権によって相殺することができる（457条2項）。

保証人について生じた事由は、主たる債務を消滅させる行為（弁済、代物弁済、供託、相殺、更改、受領遅滞など）以外は、主たる債務者に影響を及ぼさない。

【事例】保証人が保証債務を承認し保証債務の消滅時効を中断しても、主たる債務者の消滅時効は中断されない（大判昭和5年9月17日）。

■ 75-6 連帯保証

【連帯保証】保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担すること

		弁 済	代 物 弁 済	供 託	受 領 遅 滞	相 殺	更 改	請 求	混 同	免 除	時 効
普通の保証債務	主たる債務者に生じた事由が保証人に影響を及ぼすか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	保証人に生じた事由が主たる債務者に影響を及ぼすか	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
連帯保証債務	主たる債務者に生じた事由が連帯保証人に影響を及ぼすか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	連帯保証人に生じた事由が主たる債務者に影響を及ぼすか	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

- ①補充性がないので「催告の抗弁権」や「検索の抗弁権」がない。
- ②連帯保証人が数人ある場合「分別の利益」を持たないので、連帯保証人各自が全額を保証しなければならない。ただし、弁済した連帯保証人は、自己負担を超える部分については他の連帯保証人に求償できる（456条）。
- ③連帯保証人について生じた事由が主たる債務者に対しても効力を及ぼす。

【分別の利益】各保証人は債務額を保証人の頭数で均分下部分に付いてのみ保証すれば良いこと（456条。427条の分割債務の適用）。

■ 75-7 保証連帯

- 連帯保証＝保証人が主たる債務者と連帯する
- 保証連帯＝保証人同士が連帯する。補充性を失わない。

【保証連帯】同一の債務について数人の保証人がいるとき、その保証人相互に全額弁済の特約がある場合をいう（465条）。

■ 75-8 貸金等根保証契約（かしきんとうねほしょうけいやく）

【根保証契約】根抵当権と同じように、保証の対象となる主な債務が初めから特定されてはならず、「一定の範囲に属する不特定の債務」のこと。継続的な取引を予定する場合に、将来の債務分も含めて保証するのが典型的。

【貸金等根保証契約】根保証契約に、貸金や手形割引の債務が含まれていること、保証人が個人であること。

- \*保証人の責任の限定
- ①極度額を定めなければ貸金等根保証契約が効力を生じないこと
  - ②元本確定期日の制度
  - ③一定の場合主たる債務の元本が確定する制度

①極度額を明示することで、保証人が負担する債務の範囲を予測できるようにして、保証について慎重な判断ができるようにするのが目的。その趣旨（予測可能）からして、利息や損害金も極度額に含まれることになる。

②保証期間を制限する趣旨で、その期日の到来をもって主債務となるべき元本が確定し、保証人はその後に生じた主債務の元本について保証債務を負わなくても良い（時間的限定）。元本確定期日は契約で定める場合は5年以内、契約で定めなかった場合は3年を経過する日（465条3の第1項）。

- ③一定の場合（保証人の保護目的）
- 1. 債権者が主債務者または保証人に対して強制執行の申し立てをしたとき
  - 2. 主債務者または保証人が破産手続き開始の決定を受けたとき
  - 3. 主債務者または保証人が志望したとき